

## 第 4 期 朝霞市地域福祉計画・地域福祉活動計画

### 1 計画の基本理念

本市は、2016（平成28）年度に「第5次朝霞市総合計画」を策定し、10年間の将来像（ビジョン）を「私が暮らしたいまち 朝霞」と定め、各分野において施策に取り組んでいます。

地域福祉計画は、社会福祉法の改正により、福祉分野の上位計画に位置づけられるとともに、市の総合計画に基づく個別計画の1つでもあります。

第3期の朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）では、子どもから高齢者まで、また障害のある人や生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくために、市民一人ひとりの支え合いの「心を育み」、「地域でつながる」仕組みを目指すことから、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定めています。

第3期の本計画が策定されてから5年目を迎え、1期（5年）ごとに基本理念を見直してきましたが、これまでの基本理念が市民等に浸透していないことから、市民、行政、団体等のすべての主体が、なお一層、この基本理念を意識していくこと、共有していくことが、今後の地域福祉の推進に繋がるものにとらえ、地域福祉の新たな課題や施策を検討しつつも、第3期の基本理念を踏襲していくこととします。

現在、「地域共生社会の実現に向けて」が国の方針として掲げられ、地域福祉のより一層の推進が求められています。今後、展開される施策を想定した場合においても、この基本理念で十分その意義は果たせるものと考えます。

**基本理念 「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」**

## 2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、基本目標を「仕組みづくり」、「心づくり」、「地域づくり」の3つに区分して、次のとおり定めます。

### 基本目標①市民の暮らしを支える仕組みづくり

平成29年12月公布による社会福祉法の一部改正により、市では、地域共生社会の実現に向けて、①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備、②住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築等を通じた包括的な支援体制の整備、が必要であると定められています。

市民の暮らしを支えるために、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉など、各分野に共通するサービスを横断的に提供できる仕組みづくりや、複合的な課題や制度の狭間の問題に対応するための相談支援の体制づくりなどを推進します。

### 基本目標②思いやりと支え合いの心づくり

上記の仕組みを効果的に機能させるため、市民の参加を促すための情報提供や参加の機会の提供、地域で活動する団体等への活動支援、人材育成などに取り組みます。

また、地域に暮らす高齢者や障害のある人などの社会的弱者への理解を深め、普段の生活の中で交流や見守りが促進されるよう取り組みます。

### 基本目標③安心して暮らしやすい地域づくり

市民は、安心して暮らせるまちを望んでいて、一番関心の高い事項でもあります。

平時から、地域住民同士でつながりを持つことは、今般の地震や風水害等の災害の状況を見ても、安否確認や避難のほか、犯罪の起こりにくい地域づくりなど、とても重要な役割を担います。

防災及び防犯の対策や支援について、充実が図られるよう取り組みます。

また、車いすやベビーカーでも利用しやすいバリアフリーが進められた公共施設や歩道などの整備にも取り組みます。